

さいたま市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年4月28日付けさいたま市監査委員告示第18号で公表した定期監査及び行政監査の結果に基づき、さいたま市農業委員会会長から措置を講じた旨の報告があったので、別添のとおり告示する。

令和5年7月12日

さいたま市監査委員	大	内	美	幸
同	工	藤	道	弘
同	三	神	尊	志
同	高	子		景

指摘事項等措置報告書

農業委員会事務局

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 支出事務</p> <p>資金前渡（電話料金）において、出納閉鎖前に精算しているにもかかわらず、精算残金を令和3年度の歳出戻入としていなかったため、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【農業振興課】</p>	<p>1 支出事務</p> <p>指摘事項について、適切に事務処理を行うよう所属職員に周知しました。今後は、地方自治法施行令第159条に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【農業振興課】</p>